

山梨県公報

第七百二十号

平成十八年

十二月七日

木曜日

目次

告示

土地収用事業の認定	八六五
道路の区域変更	八六六
道路の供用開始	八六六
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	八六七
都市計画の変更	八七〇

公告

県政功績者	八七〇
毒物劇物取扱者試験の実施	八七一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	八七二
障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定	八七二
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	八七二
峡西都市計画の変更案の縦覧	八七三
平成十八年二級建築士試験の合格者	八七三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	八七四
開発行為に関する工事の完了について	八七四
監査委員	八七四
監査の結果に基づく措置状況	八七四

告示

山梨県告示第六百一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 起業者の名称

北杜市

二 事業の種類

上教来石地区農業集落排水処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 北杜市白州町上教来石字葎原地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

上教来石地区農業集落排水処理施設建設事業(以下「本事業」という。)は、法第三十条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関するものであることから法第二十条第一号の要件に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、関東農政局長から実施採択を受け、特別会計により財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思及び能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

北杜市は、平成十六年十一月に明野村ほか六町村が合併して誕生した市で、本年三月には小淵沢町を編入し、現在、合併の際に策定した「新市建設計画」(以下「新市計画」という。)及び平成十七年四月に策定した「北杜市過疎地域自立促進計画」(以下「促進計画」という。)に基づき施策を進めている。本事業は、新市計画で定めた「安全で快適な暮らしづくり」及び促進計画で定めた「生活環境の整備」の施策を具体化したものであり、地域住民の健康で文化的な生活の発展及び公衆衛生の向上のため、汚水処理施設を建設する事業である。

本事業が完成すると、当該集落におけるし尿及び生活雑排水等を処理する施設が整備され、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全が図られると共に公衆衛生や地域の健全な発展が推進される等、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家はなく、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は

軽微であると認められる。

また、北杜市教育委員会によると、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずる埋蔵文化財は見受けられない。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、旧白州町が策定した「第四次白州町総合計画」に基づき、平成元年度から実施されてきたものであり、町村合併後も継続して実施されている。起業者は、本事業の実施にあたり、関東農政局長から実施採択を受け、財政措置を講ずる等、準備を進めてきており、計画的に事業を遂行する必要があるため、早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、国が定めた設計指針に基づき積算されており、処理対象人口についても基本設計を行い定めたものであり、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

北杜市役所白州総合支所環境整備課

山梨県告示第六百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 横手日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市武川町大字山高字宮川原五七三番地の一地先から 北杜市武川町大字山高字宮川原五七三番地の二地先まで	六・二丁 一・二・〇	五・二丁 八・〇		一一・〇

山梨県告示第六百三三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年十二月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

県道	道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
甲府中央右 左口線			中央市大字乙黒字下河原七六一番の一一地先から	一一五・〇	平成十八年 十二月七日

中央市大字乙黒字下河原官有無
番地地先まで

山梨県告示第六百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 土砂災害警戒区域

都留市	中津森の4	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域の表示 (図面省略)
	下大幡	急傾斜地の崩壊	
	下岩崎	急傾斜地の崩壊	
	中津森の5	急傾斜地の崩壊	
	上岩崎 1	急傾斜地の崩壊	
	上岩崎 2	急傾斜地の崩壊	
	丹保	急傾斜地の崩壊	
	上道沢	急傾斜地の崩壊	
	上大幡	急傾斜地の崩壊	
	高畑	急傾斜地の崩壊	

高畑の2 1	急傾斜地の崩壊
高畑の2 2	急傾斜地の崩壊
高畑の2 3	急傾斜地の崩壊
高畑の3	急傾斜地の崩壊
大幡	急傾斜地の崩壊
下大幡	急傾斜地の崩壊
岩崎	急傾斜地の崩壊
入道沢	急傾斜地の崩壊
上大幡	急傾斜地の崩壊
中津森	急傾斜地の崩壊
丹保	急傾斜地の崩壊
岩崎沢	土石流
丹保川	土石流
丹保沢	土石流
丹保沢 1	土石流
丹保沢 2 1	土石流
丹保沢 2 2	土石流
春日沢 1	土石流
春日沢 2	土石流
入道沢 1	土石流

西八ツ沢	船井沢	福源沢	上大幡沢2	高畑沢	本社川	御座石川	上大幡沢	唐沢2	唐沢1	沼沢	宮地沢	宮地東沢	南川	入道沢6	入道沢5	入道沢4	入道沢3	入道沢2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

都留市					市町村名											
中津森の5	下岩崎	下大幡	中津森の4	土石流特別警戒区域の名称	土石流特別警戒区域の名称	赤井沢	上大幡西沢	丹沢川3	丹沢川2	丹沢川1	豊川沢	岩崎東沢	岩崎沢2	岩崎沢1	カニ川	八ツ沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石災害の発生原因となる自然現象の種類	土石災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)					土石災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項											

二 土石災害特別警戒区域

丹保沢 2 1	丹保川	丹保	中津森	上大幡	入道沢	岩崎	下大幡	大幡	高畑の3	高畑の2 3	高畑の2 2	高畑の2 1	高畑	上大幡	上道沢	丹保	上岩崎 2	上岩崎 1
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

船井沢	上大幡沢 2	高畑沢	本社川	御座石川	上大幡沢	唐沢 2	唐沢 1	沼沢	宮地沢	宮地東沢	入道沢 6	入道沢 5	入道沢 4	入道沢 3	入道沢 2	春日沢 2	春日沢 1	丹保沢 2 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

西八ツ沢	土石流
岩崎沢 1	土石流
岩崎東沢	土石流
豊川沢	土石流
丹沢川 2	土石流
丹沢川 3	土石流
上大幡西沢	土石流

山梨県告示第六百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 都市計画の種類
甲府都市計画道路
(三・三・一 和戸町竜王線)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づき平成十八年度県政功績者は、次のとおりである。

平成十八年十二月七日

個人

山梨県知事 山 本 栄 彦

功績分野	氏名	住 所	地方自治	産 業
渡 邊 喜 一	渡 邊 喜 一	東京都中野区鷺宮一丁目十二番九号	菅吹市芦川町鷺宿六百三十五番地 富士吉田市竜ヶ丘二丁目七番八号 南都留郡道志村八千二百九番地 北杜市須玉町若神子四千八百四十二番地 山梨市牧丘町室伏三百九十七番地 西八代郡市川三郷町大塚三千八百一 番地 北都留郡丹波山村四千九百四十五番地三 蕨崎市穴山町三千三百三十一番地 甲州市塩山上萩原千四百八十一番地一 中央市成島千三百八十番地 北杜市長坂町長坂上条二千四百九十二番地 甲州市大和町初鹿野千五百七十五番地 北杜市明野町浅尾六百五十番地 甲府市中村町九番三十一号 菅吹市石和町川中島千六百七番地四十 富士吉田市下吉田五千六百四十四番地 山梨市下石森千七百四十四番地 甲斐市中下条千四百六十三番地一 甲府市東光寺二丁目二十八番十四号 都留市大幡千七百九十番地一 甲州市塩山下於曾千五百十三番地 甲府市富竹三丁目五番二十四号 南巨摩郡身延町下部九百六十八番地 甲府市寿町十六番一号 菅吹市一宮町狐新居八百番地 南都留郡西桂町小沼千三百一 番地 富士吉田市竜ヶ丘二丁目一 番三三号 大月市大月三丁目三番七号 南巨摩郡身延町身延三千六百四十八番地	

環境	功績分野	団体名	所在地
富士の緑を育てる会			富士吉田市下吉田千二百八十四番地
堀内幸子	保健衛生	薬袋健也	笛吹市一宮町市之蔵六十八番地
小林義文	社会福祉	古屋文也	甲府市向町三百八十番地一
小松義文		深沢昭雄	甲府市塩部三丁目四番八号
齊藤康雄		上田昭雄	甲府市八代町永井千七百八十一番地一
小高忠次		芦澤貴美子	南都留郡鳴沢村千六百四十四番地一
宮下高光		土橋百太郎	富士吉田市大明見二百七十四番地
原三男		清橋百太郎	甲府市愛宕町百六十四番地
岡美枝子		上田昭雄	甲府市御坂町栗合百二十二番地一
小松壽武		深沢昭雄	北杜市長坂町白井沢八百四十七番地
齊藤勝正		上田昭雄	甲府市西田町二番二十号
志村洗		上田昭雄	甲府市伊勢二丁目十七番十一号
高見澤稔		上田昭雄	甲府市北新二丁目十二番三十号
仲澤早苗		上田昭雄	山梨市大野七百九十七番地
仁科義民		上田昭雄	大月市猿橋町猿橋二百四十九番地三
三浦義仁		上田昭雄	東京都八王子市西寺方町千一番地八十二
谷戸武雄		上田昭雄	北杜市大泉町谷戸二千二百七十二番地
飯島康夫		上田昭雄	山梨市小原西七百二十八番地の二
上田功		上田昭雄	西八代郡市川三郷町市川大門四千九百九十九番地二
清水百太郎		上田昭雄	南アルプス市芦安芦倉八百七十七番地
土橋貴美子		上田昭雄	笛吹市御坂町成田千八百二十八番地十三
芦澤貴美子		上田昭雄	甲府市酒折町千三百四十番地一
上田昭雄		上田昭雄	甲府市丸の内二丁目十六番九号
深沢昭雄		上田昭雄	甲府市住吉三丁目十六番二十三号
古屋文也		上田昭雄	甲府市国母一丁目三番四号
薬袋健也		上田昭雄	韮崎市富士見二丁目十三番二号

● 毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 試験日

平成十九年二月十七日（土）

二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

1 筆記試験

(一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験手続

1 提出書類

受験願書

(一) 住民票抄本（本籍が記載されたものに限る。）

(二) 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写

真欄にはり付けること。）

2 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

七 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成十九年一月十五日（月）から同月十九日（金）までの山梨県の休日を定める

条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正

午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による場合は、一月十九日（金）までの消印のあるものは有効とする。

2 提出先

住所地を所管する各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、県外居住者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 試験結果の発表等

平成十九年三月九日（金）に合格者の受験番号を県庁南側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板に掲示するとともに、山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページに掲示する。また、合格者には合格証書を交付する。

九 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 二二三 一四九一）に問い合わせること。

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 山梨ライトハウス	ヘルパースター シヨン青い鳥	甲府市下飯田一丁目五番一〇号	行動援護	知的障害者・ 児童・精神障害者
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市社会福祉協議会訪問介護 事業所	笛吹市一宮町末木 八三九番地一	居宅介護・重 度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 児童・精神障 害者
社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会	笛吹市社会福祉協議会訪問介護 事業所	笛吹市一宮町末木 八三九番地一	行動援護	知的障害者・ 児童・精神障 害者

株式会社ケイ・ティ・メテ イカル	訪問介護ふじ	南都留郡富士河口 湖町船津一五二三 番地三	居宅介護・重 度訪問介護	身体障害者
---------------------	--------	-----------------------------	-----------------	-------

● 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項に基づき、次の者を指定相談支援事業者として指定した。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 山梨福祉事業 会	どりーむ宝	大月市七保町下和 田一六〇七番地三	相談支援	身体障害者・ 知的障害者・ 児童・精神障 害者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があつた。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人笛吹 市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護 事業所春日居支所	笛吹市春日居町加茂 七七番地一	居宅介護・重 度訪問 介護
社会福祉法人笛吹 市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護 事業所春日居支所	笛吹市春日居町加茂 七七番地一	行動援護
社会福祉法人笛吹 市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護 事業所石和支所	笛吹市石和町小石和 七五一番地	居宅介護・重 度訪 問介護

社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護事業所石和支所	笛吹市石和町小石和七五一番地	行動援護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護事業所御坂支所	笛吹市御坂町栗合八七番地	居宅介護・重度訪問介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護事業所御坂支所	笛吹市御坂町栗合八七番地	行動援護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護事業所八代支所	笛吹市八代町南三二六番地一	居宅介護・重度訪問介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護事業所八代支所	笛吹市八代町南三二六番地一	行動援護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護事業所境川支所	笛吹市境川町藤袋二五八八番地	居宅介護・重度訪問介護
社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会	笛吹市指定訪問介護事業所境川支所	笛吹市境川町藤袋二五八八番地	行動援護

● 峡西都市計画の変更案の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
 平成十八年十二月七日

- 一 都市計画の種類
 峡西都市計画公園
 （五・五・一 号 櫛形総合公園）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

四 縦覧期間
 平成十八年十二月八日から同月二十一日まで

● 平成十八年二級建築士試験の合格者
 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により実施した平成十八年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。
 平成十八年十二月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二〇〇八五P	竹之内 さやか	二〇八二五M	永井 綾
二〇一五Y	輿水 望	二〇八六九P	須田 千
二〇二八R	樋泉 紀彦	二〇八八一M	渡邊 守
二〇四六M	土屋 伸	二〇八八二N	杉浦 力
二〇七三L	名取 千奈	二〇九二R	小幡 潤
二〇八九N	中澤 雅人	二〇九二五P	笹本 啓太
二〇二五七L	清水 正人	二〇一〇Y	久保田 磨子
二〇二七二M	佐野 久	二〇二六K	國井 元宏
二〇二八四K	松野 互吾	二〇六九L	古谷 竜彦
二〇二八八P	古屋 幸仁	二〇八〇R	浅川 哲也
二〇三〇一N	古谷 孝市	二〇一三Y	渡辺 英智
二〇三〇二P	横山 潤一	二〇一五四M	赤池 夏樹
二〇三二九N	武井 敦	二〇一九七N	山本 大介
二〇三七二P	清水 令	二〇二二五N	宮澤 奈津子
二〇三八八Y	望月 瞬	二〇二二七R	小池 真郷
二〇四〇〇P	滝口 昌利	二〇二三〇L	塩野 徳彦
二〇四三八K	渡邊 健太郎	二〇二三九N	小田 徳彦
二〇四七一R	依田 雄飛	二〇二五八M	土屋 瑛己
二〇五一三R	牧田 満希	二〇二五九N	宮下 陽介
二〇五四四L	依田 満希	二〇二七二M	野下 勝正
二〇六〇〇L	蔵田 佳志	二〇二七三N	小林 裕樹
二〇六二七K	加藤 美佳	二〇二八六M	宮下 利之

二H 一〇六五五K	山下由衣	二H 二〇一五N	藤原英明
二H 一〇六七〇L	中込亜矢子	二H 二〇一八五N	粟屋夏彦
二H 一〇六八四L	里吉洋忠	二H 二〇二二八P	志村智恵美
二H 一〇七四三P	山中紀人	二H 二〇三二四Y	渡邊一雄
二H 一〇七五六N	鈴木佐江美	二H 二〇三八四Y	木戸順子
二H 一〇七七〇N	嶋津隼人	二H 二〇四一三K	鈴木啓介
二H 一〇七八六R	田邊ますみ	二H 二〇四一四L	西川政樹
二H 一〇七九九P	田邊稔	二H 二〇四二七K	古田真也
二H 一〇八一二N	山本郁	二H 二〇五二四N	飯塚英樹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡昭和町西条字中河原三四三三〇の一、三四三三三の二、三四三三三の三並びに同町西条字北河原三四三〇の一、三四三〇六の二、三四三〇六の三及び三四三〇六の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 中巨摩郡昭和町西条二千五百八十三番地 角野登久子

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十八年十二月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 富士吉田市新西原四丁目一五二四、一五四八、一五四九の一、五街区二二画地、五街区一三画地、五街区二四画地及び新西原五丁目五五九七の四の一部及び五五九七の五の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 富士吉田市上吉田二丁目五番一号 富士急行株式会社 取締役社長 堀内光一郎

監査委員

山梨県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十八年十二月七日

山梨県監査委員 勝 良三
 同 早 川 正 秋

- 1 監査の対象 「県立高等学校における保有個人情報の管理状況について」
- 2 監査の実施期間 平成17年11月1日から平成18年2月28日までの間に監査を実施した。
- 3 監査対象期間 平成17年11月15日を基準日とした。
- 4 監査対象所属 教育委員会事務局（総務課、高校教育課、スポーツ健康課）
 県立高等学校（33校） 計36所属
- 5 監査の結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
① 平成17年4月の個人情報保護条例の全面改正に伴い、実施機関は、保有個人情報等の安全確保の措置を講ずるこ	① 「教育委員会が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要綱（平成18年3月22日制定・平成18年4月1日

<p>とが義務付けられたことによる「教育委員会が保有する個人情報の保護に係る事務取扱要綱」の制定及び各所属・職員への周知。</p>	<p>施行)」を定め、教育庁、各教育機関及び各県立学校に通知するとともに、職員ポータル中教育委員会掲示板を通じて周知し、職員ポータル中教育委員会キャビネットに掲出した。</p>	
<p>② 学校で保有している個人情報にかか る管理規程を整備すること。(個人情 報の取得についての同意、第三者提供 についての制限、情報漏洩防止への対 応等を規定すること。)</p>	<p>② 「学校における生徒等に関する個人 情報の適正な取り扱いを確保するため の措置について」を各県立学校長あて に通知し、個人情報の取り扱いについ てのガイドラインを示した。</p>	
<p>③ 各学校において個人情報を適切に把 握し、未登録事務については、個人情 報取扱登録簿を作成し登録すること。</p>	<p>③ 県立学校が保有個人情報について、 学校共通事務として個人情報取扱登録 簿が作成されていなかったものについ ては、その事務を整理し、個人情報取 扱登録簿を作成した。</p>	
<p>④ 保有個人情報は、適切に管理するこ と。</p>	<p>④ 全ての県立学校に、個人情報が大量 に記録されているパソコンに設置する セキュリティキットを配布(5～10 /校)し、盗難等の防止策を講じた。</p>	
<p>⑤ 教職員に対し、個人情報の適正な取 扱に関して周知徹底を図るとともに、 研修の機会を設け、充実させること。</p>	<p>⑤ 教職員に対する研修、指導について は、文書等の資料を配付しながら、定 期的に研修を行うよう各学校単位で取 り組む。各県立学校の取組状況につい ては、校長会、教頭会を通じて定期的 に確認することとし、指導主事の学校 訪問の際には、研修を含め具体的に指 導を行うものとする。</p>	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番